

広 報

ぼう さい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

特 集

集中豪雨時の情報伝達・
高齢者の避難支援

2005年 5 月号

No. 27



監修 内閣府防災担当

CONTENTS

- 2 **巻頭言**
廣井 脩 東京大学大学院教授
- 4 **中央防災会議を開催**
平成17年度総合防災訓練大綱決定
地震防災戦略
- 8 **特集：集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援**
田中 淳 東洋大学社会学部教授
鍵屋 一 板橋区板橋福祉事務所長
水害時の地域メディアの活用
- 14 **災害報告**
山古志復旧・復興支援プログラムを発表
「山古志」より……復興へ向けて
福岡県西方沖を震源とする地震
JR西日本福知山線列車事故、海外の災害
- 18 **シリーズ「過去の災害に学ぶ」(第3回)**
1982長崎豪雨災害
- 20 **動向・報告**
インド洋沿岸地域に対する津波監視情報の提供
「防災ボランティア検討会」を開催
- 22 **Information**
平成16年の局地激甚災害の指定
人事異動
3～5月の動き
6～7月の予定
被災者生活再建支援金の支給状況

二度と悲劇をくり返さないために



東京大学大学院教授
廣井 脩

の記録を作るとともに、その被害もきわめて著しかった。とくに10月20日から21日にかけて発生した台風第23号は全壊家屋893棟、死者・行方不明者98人の被害を生じ、平成はじまって以来最大の台風被害になってしまった。

そして、これら一連の災害において、防災対策の課題として注目されたのは、被災した市町村が、危険地域の住民に対して避難勧告ないし避難指示を発令しなかったこと、あるいは発令してもそのタイミングが遅れたこと、また被災者の多くは高齢者など災害情報の聴取や避難行動の面でハンディをもつ災害時要援護者であったこと、そのうち、かなりの数の被災者が屋外で死亡していること、などであった。

さらに、10月23日午後5時56分頃、新潟県中越地域さの深さ約13キロの地点でマグニチュード6.8の地震が発生し、小千谷市で震度6強、長岡市、十日町市などで震度6弱の揺れを記録した。新潟県中越地震である。この地震による死者は46人、負傷者は4,801人にのぼり、ほぼ10年前の阪神・淡路大震災以来最大の地震被害になってしまった。

新潟県中越地震の被災地になった中山間地域では規模の小さい自治体が多く、そのため防災に使う費用も比較的少ないため、緊急時の体制が十分整っているとはいえない。たとえば、揺れが大きかった小千谷市、長岡市、十日町市、栃尾市など、29の市

2004年は、例年になく自然災害が多発した年だった。すなわち、7月12日から13日にかけての新潟・福島豪雨や18日の福井豪雨などの局地的な集中豪雨が発生し、また総計10個（例年の4倍）の台風が日本列島に上陸するという観測史上初めて

町村が地震によって停電してしまい、その多くは翌日に復旧しているが、なかには、川口町や旧山古志村のように、一週間以上停電が続いた地域もあった。市町村などの自治体が、停電に備えて自家発電設備を整備し、訓練等を通じて緊急時に実際に使えるようにしておくことが肝要だが、それが十分でなかった。

また、中山間地では、集落に至る道路網が少なく、土砂災害等によって道路が寸断し、多数の孤立地域が発生する可能性がある。さらに、道路に沿って埋め込まれた電線や電話線も同時に切断され、孤立した集落では、電気や電話の復旧がきわめて長期化する危険もある。災害によって発生する孤立地域から市町村役場などいかにして情報を伝えるのか、逆に市町村役場などから孤立地域にいかに情報を伝えるのか、孤立集落の負傷者や災害時要援護者をどのようにして救出するのか、問題は多くかつ深刻である。

このように、昨年の災害では防災対策にかかわるさまざまな課題が浮かび上がった。その多くは、いままで必要性が漠然と認識されてはいたが、実際の防災対策として具体化されていなかった課題である。現在、国はこれらの課題にどう対処すべきか検討を重ねており、その検討内容の一部は特集でも紹介されている。

神ならぬ身の悲しさで、私たちが災害を事前予知し対応することは、ほとんど困難である。しかし、いったん発生した災害から防災の課題を学び取り、二度と同じ悲劇をくり返さないための対策を立てることは可能であるし、それが不慮の不幸に遭われた犠牲者の方々への義務でもあるのではないか、と思う。台風第23号に代表される一連の風水害と新潟県中越地震が発生した2004年を象徴する漢字として、国民が選んだのは「災」という文字であった。筆者は、その「災」の年の悲劇の再現を防ぐために、有効な防災対策を確立することを強く望んでおり、また微力ではあるが、可能な限りそのお手伝いができれば幸いと考えている。

福岡県西方沖を震源とする地震（3月20日発生） →本文P16参照



被災した玄界島



■九電記念体育館に避難した玄界島住民をお見舞いする小泉総理大臣（3月26日）



写真提供：福岡県福岡市

平成16年（2004年）新潟県中越地震から半年 →本文P13～15参照



■雪解け後の被害状況調査を開始
（旧山古志村 5月12日）

写真提供：新潟県長岡市

中央防災会議を開催

平成17年3月30日、総理官邸において、中央防災会議が開催されました。

会議において、地震防災戦略と平成17年度総合防災訓練大綱が決定されました。

地震防災戦略は、平成16年7月の中央防災会議において平成16年度内に策定することとされていましたが、今般、東海地震および東南海・南海地震を対象として、すでに公表している被害想定を基に「今後10年で死者数及び経済被害額を半減させる」という減災目標を定めたものです。

また、平成17年度総合防災訓練大綱については、毎年、中央防災会議において決定しているものであり、平成17年度は、新たに策定した首都直下地震の被害想定に基づく応急対策訓練等を行うことといたしました。

次に、平成16年度の災害による被害状況等、首都直下地震対策に係る被害想定結果、国連防災世界会議の成果、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告、民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言、災害教訓の継承に関する専門調査会報告書について報告を行いました。

会議では、麻生総務大臣から防災無線等の通信システムの整備の促進や消防団の拡充等について、北側国土交通大臣から住宅・建築物の耐震化や津波対策の推進等に



ついて発言があったほか、溝上委員から首都直下地震の被害想定について発言がありました。

また、村田防災担当大臣からは、①地震防災戦略については、被害軽減のために「数値目標を定める」という地震防災対策推進の上ではこれまでにない画期的な戦略を作成できた、②さらに関係大臣におかれては地震防災戦略上、主要な項目であって、現在、定性的な表現にとどまっている学校、病院の耐震化等の目標については速やかに具体的な数値目標を掲げるなど、最大限の努力をお願いしたい旨の発言がありました。

最後に小泉内閣総理大臣から、ビルの窓ガラスの落下やブロック塀の倒壊など、現行の耐震基準に適合しないものについての安全対策、インドネシア・スマトラ沖大地震に対する救援と援助、アジア各国間の連携強化など

の国際防災協力を進めること、地震防災戦略の決定を受けて、住宅や被災時に住民の拠点となる学校、病院等の耐震改修の促進などに積極的に取り組むこと、今日報告された高齢者の避難等のガイドラインについて、市町村に対し内容を周知徹底し、情報提供を図るなど、十分に活用されるよう努めること、地域住民一人ひとりに防災意識が浸透するよう、地域、ボランティア団体等が一体となって、広報・啓発活動などの取組を進めることについて指示がありました。

中央防災会議における小泉内閣総理大臣挨拶(全文)

3月20日に発生した福岡県西方沖の地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。政府としては、被災地の復旧復興に全力を挙げてまいります。

ビルの窓ガラスの落下やブロック塀の倒壊など今回の地震で得た教訓を活かして、現行の耐震基準に適合しない建物やブロック塀の安全対策など、人的被害の発生を抑えるための取組を進めていただきたい。

インドネシア・スマトラ沖で再び大地震が発生し、大きな被害が出ています。被災地

の要望を踏まえ、我が国としてできる限り、人的技術的な面や財政面からの救援と援助を、官民一体となって行う必要があると考えます。また、アジア各国の防災当局間の連携強化など、国際防災協力を積極的に進めてまいります。

本日は、東海地震と東南海・南海地震について、人的被害や経済被害の軽減目標などを定めた地震防災戦略を決定しました。

目標達成に向けて、住宅や被災時に住民の拠点となる学校、病院等の耐震改修の促進などに積極的に取り組んでいただきたい。

昨年の豪雨災害で必要性が痛感された高齢者の避難等のガイドラインについて、本日報告を受けました。市町村に対しその内容を周知徹底し、好事例については情報提供を図るなど、このガイドラインが十分に活用されるよう努めていただきたい。

また、被害の軽減には、家具の固定や非常持出しの用意、避難路の確認など日頃の備えが何より大切です。地域住民一人ひとりに防災意識が浸透するよう、地域、ボランティア団体なども一体となって、広報・啓発活動などの取組を進めていただきたい。

平成17年度総合防災訓練大綱を決定

さる3月31日開催の中央防災会議において、「平成17年度総合防災訓練大綱」を決定し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表及び都道府県防災会議会長あてに通知されました。

この訓練大綱は、平成17年度において、国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携して防災訓練を行う際の基本的な方針などを示すものです。

総合防災訓練は、防災関係の各機関が組織をあげて日頃からの災害に対する準備状況を点検確認する重要な機会です。

このため、今年の訓練では、予め設定した訓練想定地震等の情報資料を基に、各省庁所管事項に係る被害状況を各省庁自身が想定し、これらに対処するための応急対応活動計画等について、総点検を行うこととしています。

さらに、訓練の結果を踏まえて、応急対策活動要領やアクションプランなどの見直しを行います。

今年度の政府総合防災訓練のポイント

- 実践的、実効的な訓練の推進と訓練の評価、計画見直しを図る。
- 首都直下地震対応訓練においては、新たに策定した被害想定に基づく地震災害応急対策訓練を実施
- インド洋津波災害を踏まえた、津波現地訓練および図上訓練を実施
- 高齢者等の災害時要援護者への情報伝達および避難支援、救出等に関する訓練を実施
- ボランティア団体およびボランティア活動関係機関との連携に努める。

このような訓練サイクルを毎年繰り返すことにより政府全体として、実効性ある防災組織体制の整備を図ります。

訓練大綱の概要

<p>■ 9月1日(木)の「防災の日」に、地震を想定した政府総合防災訓練を次のとおり実施</p>	<p>■ 「防災の日」以外の日に次のとおり訓練を実施</p>
<p>● 首都直下地震に係る訓練 対象地域(埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県)の地方公共団体等が行う八都府県合同防災訓練に連携して、政府本部運営訓練および新たに策定した被害想定に基づく、広域的な地震災害応急対策訓練を実施。また、平成17年5月に、南関東地域直下の地震発生時における政府としての対応および地方公共団体との連携について総合的な図上訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府本部運営訓練：内閣総理大臣をはじめとする全閣僚が参加して、緊急災害対策本部会議の開催など。 ・ 情報収集・伝達に関する訓練：首都直下地震に関する情報の伝達、地震防災情報システムを活用した被害状況の推計、中央防災無線網、衛星通信装置等システムの活用、ヘリテレ伝送システムを活用した映像情報の収集 ・ 現地訓練：八都府県合同防災訓練に連携して、広域地震災害応急対策訓練を実施し、警察庁、消防庁、海上保安庁および陸海空の統合運用の自衛隊による大規模な広域災害応急対策訓練、政府調査団の派遣 	<p>● 東南海・南海地震に係る訓練 10月に、近畿府県合同防災訓練に連携し、地震災害応急対策訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害応急対策訓練：国と地方公共団体での住民避難、救助・救急、緊急輸送活動等の訓練、和歌山県訓練会場へ政府調査団を派遣 <p>● 津波防災総合訓練 7月に、インド洋津波災害を踏まえ、国土交通省が計画を作成し、和歌山県内の沿岸において、国、和歌山県等地方公共団体、指定公共機関等が協力して、地震津波防災・災害応急対策訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地訓練：地震・津波情報等の伝達、中央防災無線網、衛星通信装置等システムの活用、ヘリテレ伝送システムを活用した映像情報の収集 <p>● 昨年発生した豪雨災害、台風水害等を踏まえ、豪雨により大河川堤防が破堤し、大規模な浸水被害が発生することを想定した水害対処訓練を図上訓練で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府本部運営訓練：関係閣僚が参加して、非常災害対策本部会議の開設、運営 ・ 情報の収集・伝達・処理に関する訓練：気象情報および水害情報等の伝達、中央防災無線網、衛星通信装置等のシステムの活用
<p>● 東海地震に係る訓練 地震防災対策強化地域(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県および三重県)における地方公共団体と連携を密にし、地震防災・災害応急対策訓練を実施し、さらに、平成18年1月に、対象地域の地方公共団体と連携して、政府職員等を対象に図上訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震防災応急対策訓練：地震災害警戒本部会議の開催など。 ・ 情報の収集・伝達・処理に関する訓練：東海地震に関連する情報等の伝達、地震防災情報システムを活用した被害状況の推計、中央防災無線網、衛星通信装置等システムの活用 ・ 現地訓練：静岡県において、関係省庁の現地対策要員を派遣し、現地本部開設、運営訓練の実施、政府調査団の派遣 	<p>● 原子力災害対策特別措置法に基づき、文部科学省および経済産業省が共同で計画を作成し、国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者等が協力して、11月上旬に東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故を想定した訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府本部運営訓練：内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚が参加して、政府原子力災害対策本部運営訓練を実施 ・ 現地訓練：関係省庁の現地本部要員を柏崎刈羽原子力防災センターへ派遣し、現地対策本部開設、運営訓練および関係機関が連携し、緊急事態応急対策訓練を実施
<p>■ 地方公共団体等における防災訓練等 以下のような地震災害対応訓練の実施事項例を示し、行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた訓練 ・ 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進 ・ 住民が防災を考える機会の提供 ・ 防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進 ・ ボランティア団体等との可能な連携 ・ 平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況を踏まえた訓練 	

地震防災戦略

1 背景と経緯

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であることから、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、さまざまな対策によって被害軽減を図ることが重要です。特に切迫性の高い地震については、地震発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければなりません。このため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、それに向けて、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが必要です。

そこで、2004年（平成16年）7月の中央防災会議において、大規模地震については被害想定を基に人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な数値目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を策定することとしました。これを受け、2005年（平成17年）3月には、すでに中央防災会議で被害想定を実施し、対策のマスタープランである大綱が定められている東海地震および東南海・南海地震について、「地震防災戦略」を中央防災会議で決定しました。

2 地震防災戦略の枠組み

地震防災戦略は、減災目標と具体目標等から構成されています。

減災目標：被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標です。

具体目標：減災目標の達成に必要な各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるもので、被害想定に基づいた人的被害や経済被害の軽減量（減災効果）の根拠となる目標と、その他の目標からなります。

減災目標の達成のためには地方公共団体の参画と連携が不可欠であり、そのため、関係地方公共団体に対して、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する地域目標を定めることを要請することとなっています。

また、対象期間としては、大規模地震対策の実施およびその効果の発現には一定の期間を要すること、発生の切迫性が高いことを考慮し、10年としています。

東海地震と東南海・南海地震の地震防災戦略は、両地震の被害想定規模が違うので目標としている数値は異なりますが、とるべき対策はほぼ同じですので、ここでは、東海地震の地震防災戦略について紹介します。

地震防災戦略とは

中央防災会議で決定

減災目標 ～人的被害、経済被害の軽減に関する具体的目標～
例えば、「今後○年間で△△地震による人的被害を□□させる。」

具体目標

達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を明示。

具体目標を設定すべき事項（例）

- ・住宅の耐震化
- ・津波ハザードマップの作成支援
- ・津波に対する海岸保全施設整備
- ・業務継続計画の策定推進 等



地方公共団体に対して「地域目標」の策定を要請

（平成16年7月28日中央防災会議報告・承認）

対象地震

被害想定を実施し、大綱が定められた大規模地震

- ・今回は、「東海地震」、「東南海・南海地震」が対象
- ・「首都直下地震」等は、被害想定を実施し、大綱が定められた後、地震防災戦略の策定に着手。

対象期間

10年間（3年ごとに達成状況のフォローアップ）

3 東海地震の地震防災戦略

(1) 人的被害軽減戦略

今後10年間で、死者数を約9,200人から約4,500人に半減することを減災目標に掲げています。

①揺れによる死者数の軽減

揺れによって発生する死者数は約7,900人を約4,000人に半減することを減災目標としています。

これを達成するための具体目標として、まず、住宅の耐震化率を90%（全国）にすることを掲げました。建築物の耐震性の基準改正（昭和56年）前の建築物には十分な耐震性を有していないものがあります。平成15年の全国の住宅耐震化率は推計で75%です。もちろん、時期がたてば、古い住宅は新しい住宅に建て替わっていきますが、交付金や税制の活用などにより、耐震化を加速させ、10年後には耐震化率90%を目指します。これによって揺れによる死者数は約3,500人減少し、火災による死者数は約300人減少します。

また、住宅の中の安全確保策として、家具の固定を推進します。強化地域等で家具の固定率54%という目標を掲げました。これによって死者数は約50人減少します。

急傾斜地崩壊危険箇所の対策を実施することにより急

東海地震の地震防災戦略

傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数を全国で約42万戸から約54万戸にすることを目指し、これに相当する死者数の減少は約90人になります。

この他、自主防災組織率100%、密集市街地における不燃領域率40%以上の確保、消防団員全国で100万人の確保、平成20年度までに新幹線の高架橋柱の耐震補強の完了、平成19年度までに高速自動車国道および直轄国道等について緊急輸送道路の橋梁耐震補強工事のおおむね完了と、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強をおおむね完了という具体目標が掲げられています。

一方、例えば、学校、病院の耐震化など、定量的な目標を示すことができなかつた項目があります。学校は、地震発生時には避難所となるなど地域の防災拠点としても重要ですが、耐震性があると確認されているものは約半分しかありません。また、病院の建物の耐震化も進んでいるとは言えません。耐震性が確保されていない施設では、地震による強い揺れで、全壊などの被害に遭い、被災した人々の命や生活を確保するという重要な機能が損なわれるおそれがあります。従って、これらの施設については、耐震化を積極的に推進するため、数値目標を定め、効率的、戦略的、効果的に事業を推進していくことが必要です。今回は、定性的な表現にとどまっていますが、今後、数値目標の設定に努めることとしています。

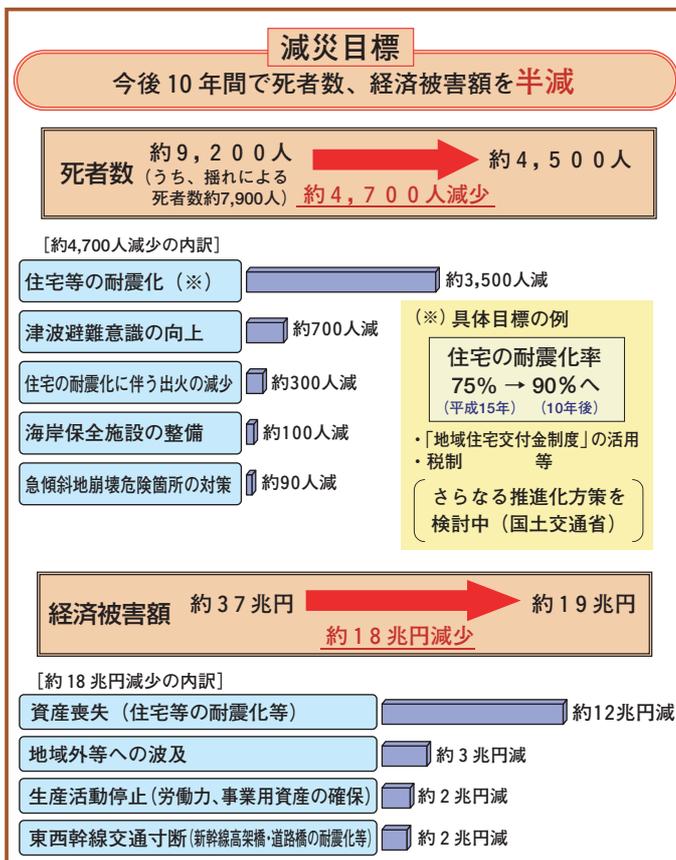
②津波による死者数の軽減

津波によって発生する死者数については、約1,400人から約500人に約6割軽減することを減災目標としています。

津波に対しては高台に逃げるのが重要です。従って、避難意識向上に資する具体的な目標を掲げています。まずは、自らの危険性を正しく認識するため、津波ハザードマップの策定・周知を進めます。今後5年間で、津波防災対策が必要なすべての市町村において津波ハザードマップを策定することを目標に掲げています。また、避難行動を実践に移すため、全沿岸市町村で津波避難訓練を実施することを目標としています。さらに、地域防災力の強化を目指し、自主防災組織率100%とすることを目標に掲げています。これらの総合的な効果によって死者数の約700人減少を見込んでいます。

また、ハード整備により津波から防護することも重要です。このため、海岸保全施設の整備を進め、津波からの安全性が確保されていない地域の面積は、現在、全国で約13万haですが、それを今後10年間で約5万haに減少させることを具体目標として掲げています。それによる減災効果は死者数約100人の減少となっています。

この他、平成17年度中を目途に地震検知後最速2分で津波予報を発表、防災行政無線を全市町村で整備、必要



注1)被害想定は最大のケース。
注2)数字は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

なすすべての市町村で津波避難ビル等を指定という具体目標が掲げられています。

(2) 経済被害軽減戦略

経済被害軽減戦略としては、今後10年間で経済被害額を約37兆円から約19兆円に半減することを減災目標に掲げています。

経済被害の多くは住宅等の建築物の被害です。このため、住宅の耐震化率90%(全国)を具体目標として掲げ、これにより約12兆円の減災効果を見込んでいます。

また、新幹線の高架橋柱の耐震補強、高速自動車国道および直轄国道等緊急輸送道路の橋梁耐震補強、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強という交通施設の耐震化によって、交通寸断による機会損失等の被害を防ぐことができ、約2兆円の減災効果になります。

ほかに、生産活動低下の軽減により約2兆円減少、全国への経済波及額の約3兆円減少という減災効果が見込まれます。

また、地震発生時も企業が業務を継続して取り組めるよう、業務継続計画を策定することを目標としています。業務継続計画を策定している企業の割合を、大手企業でほぼすべて、中堅企業において半数を目指します。

集中豪雨時等における 情報伝達及び高齢者等の避難支援

平成16年に発生した一連の水害、土砂災害、高潮災害等においては、避難勧告等を的確なタイミングで適切な対象地域に発令できていないことや、要援護者情報の共有・活用が進んでいないこと、避難行動支援計画・体制が具体化していないことが明らかとなりました。そのため、同年10月に「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会（座長：廣井脩東京大学大学院教授）」を立ち上げ、有識者、地方公共団体、関係団体等と一体となって検討を進めました。その成果が、平成17年3月末に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等としてとりまとめられました。

1 避難勧告等の意味合い・役割の標準化

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する方々に対して早めのタイミングで避難行動を開始することを求める「避難準備（要援護者避難）情報」が必要であり、また、避難勧告等を以下の三類型で意味合いを明確にすることが適当であるとしています。

■三類型の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実に避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市町村長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）を明確にしたマニュアルを作成することが必要であるとしています。同ガイドラインは、①対象とする災害および警戒すべき区間・箇所、②避難すべき区域、③避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）、④避難勧告等の伝達方法からなるマニュアルを作成するための指針となっています。

3 市町村等による避難支援の進め方

要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を整備しておくことが重要であるとしています。

4 避難支援に必要な対策

(1) 情報伝達体制の整備

市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施するとともに、平時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを避難勧告等の伝達に活用することが重要であるとされています。

(2) 要援護者情報の共有・避難支援プランの整備促進

避難支援プランを整備するため、市町村は、本人から収集した情報を防災関係部局、福祉関係部局等で共有することを基本としながらも、早急な整備が不可能な場合や、同意が得られない要援護者への対策として、共有情報方式（市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式）と併用することも必要であるとしています。

また、避難支援プランについて、要援護者からの同意を得るためには、平時から接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者の協力が重要であるとしています。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、要援護者の避難支援についての取組指針とともに、豊田市や安城市などの市町村等の積極的な取組事例を紹介しており、これらを参考にしつつ、市町村は避難支援プランの作成促進を図ることが重要であるとしています。

(表)

平成 年 月 日

〇〇市長殿
私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名	民生 委員	TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>			
住所		TEL	
氏名	(男・女)	生年 月日	
緊急時の家族等の連絡先			
氏名	続柄()	住所	TEL
氏名	続柄()	住所	TEL
家族構成・同居状況等		居住建物の 構造	木造二階建て、昭和〇年着工。
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女 はいずれも結婚して県外に居住・・・。		普段いる部屋	
		寝室の位置	
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話 通訳が必要			
緊急通報システム (あり・なし)			
避難支援者			
氏名	続柄()	住所	TEL
氏名	続柄()	住所	TEL

(裏)

避難勧告等の伝達者・問合せ先
〇〇 ×× さん（自治会副会長）。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。
※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要

その他
担当している介護保険事業者名、連絡先等

5 今後の取り組み

本検討成果に沿った取り組みを促進するため、国では、関係省庁連携のもと、4月22日に推進会議を立ち上げ、モデル的な取り組みの実施、実態把握とフォローアップなどを実施することとしています。



■「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」の検討状況

新たな被災者支援の 枠組みを求める災害弱者問題

東洋大学社会学部 教授 田中 淳



平成16年新潟・福島豪雨では死者16名のうち、65歳以上が14名、75歳以上の後期高齢者が11名を占めた。続いて発生した福井豪雨でも死者・行方不明者5名中、亡くなられた4名はいずれも高齢者だった。しかも、両災害で水死した16名について罹災場所を調べると、屋内の5名に対して、屋外が11名にのぼっている。つまり、高齢者が被災しやすいこと、それも浸水してから避難を始めると避難途上で罹災する恐れがあることを示唆している。この傾向はこの2つの豪雨災害に限ったことではない。たとえば、平成16年の風水害による死者は最終的には220人を超えたが、その約半数が高齢者だった。このため、高齢者等自力避難が難しい層が安全に避難できる支援システムを構築することが喫緊の課題となったのである。

避難支援システムの必要性は指摘されながら、浸透しなかったのは、想定される対象者の数が多く、また必要な支援内容も特定できなかったからである。一方で、行政の人的資源は限られており、個別の支援は困難だったからである。必要性は感じながらも有効な手だてが想定できない、ある意味、絶望感とも、あきらめともつかぬ担当者の苦渋をよく耳にした。

なんとしても、対象者の特定と絞り込みが必要となる。ところが、防災部局には、把握のための仕組みがない。このため、そもそもどこにどのような状態の人がどれだけいるかがつかめなかった。これらの情報は、福祉部局以外には他の行政部局も地域も持っていない情報であるが、病状や障害の程度、家族構成などは個人情報であり、同じ行政内の部局といえども開示は制約を受けるためである。今回の検討会で、基本情報の整備方法、なかでも福祉部局が保有する高齢者や障害者台帳の利用について議論された背景がここにある。

福祉部局は個人情報だけではなく、種々のネットワークやノウハウを持っている。これまで、先進的な避難支援システムを構築していたところは、高い防災意識を背景に自主防災組織が活性化している地域か、あるいは旧来の共同体が存続している地域に限られていた。これらの地域組織を活用した支援システム構築が

可能な地域は、残念ながらごく一部に限られている。共助に代表される「地域」への期待は、かけ声に終わりがねない。その一方で、介護保険施行以降、福祉リソースは急速に拡大してきている。少なくとも大都市部では、ボランティアも含めて多くのリソースが集積している。その専門的なスキルと、それ以上に日頃から潜在的な支援対象者と保っている対人関係とを活用しない手はないだろう。ニーズもリソースも、実は防災部局ではなく福祉部局にあるのである。ただ、よく考えてみれば、緊急時の支援も福祉行政のひとつである。福祉行政の一貫として支援計画を策定するなら、そもそも防災部局等への開示問題を議論せずに済んだのではないだろうか。ただし、今回の検討会で議論できずに終わった避難所等被災生活支援では、防災と福祉との関係にもっと踏み込む必要があるように感じる。

これまで災害対策は緊急的かつ一時的な措置であり、かつ効率的であることが求められることから、平等の原則の下、すべての被災者に等しい支援を提供してきた。被災者個々の身体的、社会的ならびに経済的差異に関わらず、画一的な対策であったことも否めない。その一方で、我が国は高齢化社会を迎え、社会の構成員の間に格差が広がりつつある。その結果として生み出された社会的弱者を支える、個別的な公的ないしは民生サービスが求められるようになってきている。この防災対策の、ある意味で画一性と、多様性ないしは個性性という社会的要請との狭間に生まれるのが災害弱者問題なのである。

阪神・淡路大震災の仮設住宅で、災害復興公営住宅で見られた災害弱者問題は、個々の生活問題に起因する福祉ニーズだった。確かに契機は地震由来するが、2年、3年、10年と時を経るにつれ、災害対策の論理と手法では、それらの問題を解決するには限界があった。災害対策制度と福祉制度の接合をはかるべきであろう。少なくとも、防災対策を、防災部局だけで議論する段階ではなくなりつつあるように思う。すべてのリソースを活用して、新たな被災者支援の枠組みを構築していくことが求められている。

災害時要援護者と自助、共助、公助

東京都板橋区板橋福祉事務所長 鍵屋 一

自助力を高める

防災の基本は自助だ。高齢者等の災害時要援護者も例外ではない。地域の防災訓練は、高齢者ばかりで、若者の関心が薄いと嘆かれることが多いが、多くの高齢者が訓練に参加するのは望ましいことだ。防災訓練に出てこられる高齢者は自助力が高く、地域社会としっかりつながっていて、近所の声かけや救助も期待できる。自治体や地域社会は、高齢者や障害者がこういった防災訓練に参加できるよう支援することが重要だ。



■車イスで地域の防災訓練に参加

福祉も共助の担い手に

これまで、地域防災の共助を担ってきたのは、消防団、自主防災組織である。しかし、都市部などでは、地域活動に参加しない災害時要援護者も多い。

そこで、共助のウイングを福祉関係者にも広げ、連携を図ることが大切だ。これまで、地域の福祉関係者は地域防災計画にほとんど位置づけられなかった。しかし、縦割りの中央省庁と違い、総合行政のできる自治体は、福祉も防災に組み込むことができる。

2004年の豪雨災害や新潟県中越地震においては、介護保険で日常から高齢者を支援している福祉関係者が重要な働きをしている。これを、個人の美談とせずに災害時要援護者対策として動くシステムにすることが大切だ。

社会福祉協議会、民生委員、介護、障害者団体等の福祉関係者は平時から災害時要援護者と接している。自治体は、このような福祉の担い手に向けて、防災に

ついても定期的な研修を実施してはどうだろうか。国も、ケアマネージャーやホームヘルパー養成講座で、災害時の対応を必修科目にするなど、福祉関係者の防災力向上に向けて制度化を考えていただきたい。そうならば、たとえば、ケアマネージャーがケアプランの策定をするときに災害時要援護者の緊急連絡先や避難先、避難方法などを本人や家族と話し合っ決めてもらえる。

情報なくして公助なし

地域には、一人暮らしで福祉サービスを受けていない高齢者もいる。しかし、自治体の個人情報保護条例では、災害時要援護者のような個人情報を平常時に目的外に使用することは許されない。災害時など緊急性が高い場合は目的外使用が許されるが、いざ、災害というときに慌てて情報を打ち出したところで、迅速な避難支援はできない。

そこで、災害時要援護者対策に真剣に取り組む自治体は、災害時要援護者情報の把握・共有に悩むことになる。

多くの自治体では、郵送で本人の同意を得ようとしているが、同意を得られるのは1割から2割にとどまっている。そこで、愛知県安城市や豊田市では、重度の身体・知的障害者、寝たきりの高齢者などへ民生・児童委員が戸別訪問して7割、8割の同意を得ている。ただ、このような時間や労力などのコストをかけても不完全な情報しか入手できない。

そこで、神奈川県横須賀市は、個人情報保護審議会に諮問し、了承を得た上で、福祉関係部局が保有する災害時要援護者情報等を防災関係部局と共有している。同情報は、消防総合情報システムに入力し、GIS上で管理・整理されており、発災時は現場に居住する災害時要援護者情報等を即座に把握し、現場職員に伝達できるようになっている。なお、これらの登録情報は毎月1回更新されている。

しかし、横須賀市に続く自治体はなかなかあられない。自治体の防災部門と福祉部門が情報を共有化するためには、国が個人情報の取り扱いについて法改正や防災基本計画に記載するなど制度的な担保をする時期にきていると考える。

水害時の地域メディアの活用

— 福井ケーブルテレビの活動から —

昨年7月18日に発生した福井豪雨災害では、福井ケーブルテレビ（以下、FCTVと略）が市の避難勧告・指示情報を流し、足羽川の破堤前から破堤する状況、復旧作業の状況を逐一中継したことから、住民だけでなく、行政機関の災害対応にも役立てられました。

足羽川水害ドキュメント

福井県地方では平成16年7月18日未明から豪雨となり、福井市では午前8時10分に一乗地区に避難勧告が出され、午前9時に災害対策本部が設置されました。FCTVでは、9時半以降、市が入力した避難勧告情報をFCTVのガイドチャンネルにテロップで挿入、同時にホームページで災害関連情報を流し始め、10時以降、追加されて行く市内各所への避難勧告を流し続けました。

12時過ぎに雨はやみましたが、足羽川の水位はどんどん高くなり、13時5分、足羽川右岸からの越水により、FCTVが所在する豊島地区に避難指示が出されました。FCTVビル内にはみるみる泥水が流れ込み、地下にある主電源が機能しなくなれば、全戸停波となる危険がありました。しかし、13時40分頃、突然浸水が止まり、水が引き始めました。対岸の足羽川左岸堤防が決壊したのです。FCTVでは、屋上から足羽川決壊と周囲の状況をコミュニティチャンネルとインターネットで生中継し始め、夜9時から足羽川水害ドキュメントを放送、堤防の復旧作業の中継と交互に放送しました。

避難勧告・指示と地域メディアの役割

FCTV制作の足羽川水害ドキュメント番組には、市が避難勧告を出してもなかなか受け入れない住民の姿が映し出されています。災害を現実のものと思わず、避難をしぶる住民を説得する際、ケーブルチャンネルで川の増水状況を放送しているのを見るように伝え、ようやく避難をした例もあったそうです。

援護を要する方々は、避難を終えるまでに時間がかかるので、早めに情報を伝え、避難する必要があります。市町村では、防災行政無線の整備が進んできていますが、水害時、とくに暴風雨や雷雨などの時には、正確な情報が聞きとれない可能性もあります。地域のきめ細かな情報を迅速に伝えるため、ケーブルテレビなど多様な地域のメディアの活用が求められています。

[福井ケーブルテレビの放映画面より]



消防職員や市長までもが足羽川の様子を見に来ている人達に避難を呼びかけたが、避難する人は少なかった。



午後1時40分頃、足羽川左岸堤防決壊（写真上側）



足羽川堤防決壊を生中継



浸水した地区で避難が遅れた人達を消防署員が救助
写真提供：福井ケーブルテレビ(株)

山古志復旧・復興支援プログラムを発表

内閣府（防災担当）に事務局をおく山古志村復旧・復興支援関係省庁連絡会議は、平成17年3月29日（火）に山古志復旧・復興支援プログラムを発表しました。これは、全村避難を余儀なくされた山古志村の復旧および復興を支援するため、平成17年3月に山古志村が作成した「山古志復興プラン」について、新潟県が行う支援に連携して必要となる支援を国が的確にとれるようにすることを目的に、プランを実施する上で活用可能と考えられる国の支援措置について平成17年3月末時点できりまとめたものであり、今後の支援要領と支援措置一覧表（P14参照）によって構成されています。

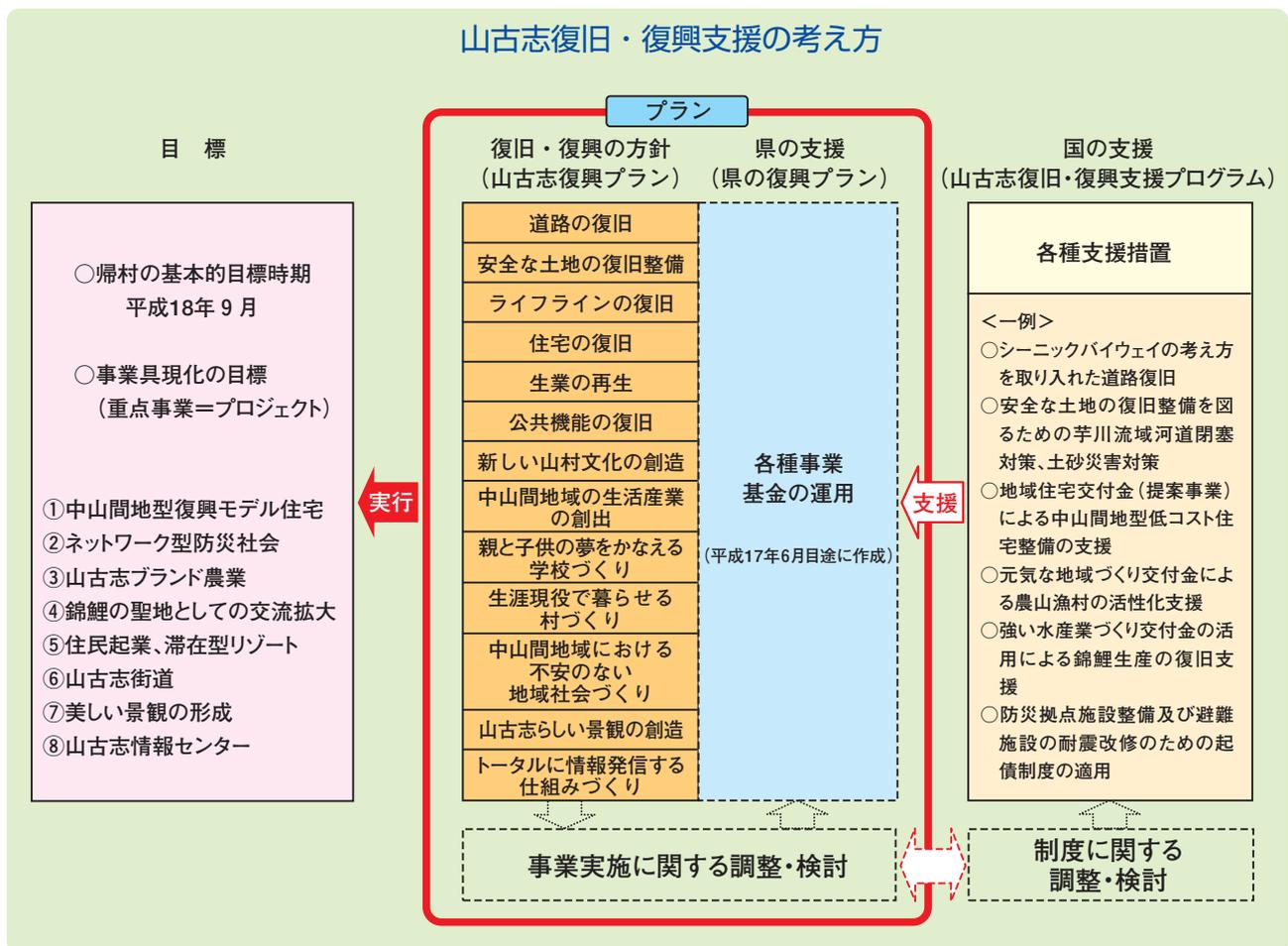
山古志の復旧・復興については、融雪後に各種事業を推進するための具体的な調査および工事が開始されることとなりますが、プログラムについては、国としても引き続き関係省庁連絡会議による支援のための検討・調整の体制を保持するとともに、早期帰村を望む住民の要望と山古志村の被害の特性を踏まえた迅速な措置の具体化のため、現行制度の最大限活用を基本として、当面、道

路、ライフライン、住宅、農地、学校等の生活基盤の復旧支援を重点に作成しています。

しかしながら、山古志については、本来から有する景観美や伝統・文化の特性と中山間地の生活の特性を考慮する必要があり、きめ細かなニーズにも対応する必要があります。このため、プログラムにおいては、例えば、円滑・安全な交通を確保しつつ景観の美化・活用ができる「シーニックバイウェイ」の手法を取り入れた道路復旧、平成17年度新規事業の「地域住宅交付金」による中山間地型低コスト住宅整備の支援、および「元気な地域づくり交付金」による農地、景観、文化、歴史等地域資源を有効活用する農山漁村の活性化支援等、特別措置による事業や柔軟な制度の運用についても取り入れて作成しています。

なお、山古志村復旧・復興支援関係省庁連絡会議は、山古志村の長岡市合併（4月1日）にともない、山古志復旧・復興支援関係省庁連絡会議と改名し、住民復帰開始目標である平成18年9月を目途に継続する予定です。

山古志復旧・復興支援の考え方



「山古志」より……復興へ向けて

長岡市復興推進室 主幹 青木 勝

山古志の春

昨年10月23日の震災以来6か月、19年ぶりの豪雪を経て春の息吹の中に震災後の「山古志」が徐々に姿を現しています。

住民は震災2日後の25日には全員が隣接する長岡市に避難し、引き続き冬の到来と仮設住宅での生活のため、住宅・農地等の応急的な復旧はまったくできないまま春を迎えざるを得ませんでした。

残雪に散る桜の下に倒壊した家屋、無残な傷跡を広げる農地・養鯉池。美しかった山々は至る所で崩落し、谷を埋めています。

道路は寸断し、集落は孤立したままの状態にあります。

例年であれば、青葉の中での農作業・山菜取りをはじめ、帰省者・来訪者で生き生きとした賑わいであるはずのゴールデンウィークも、一時帰宅した住民が住宅の片付けに黙々と精を出す光景があるのみでした。



■河道閉塞で水没した山古志

もうすぐ実際の復旧事業が本格化します。

国道・県道をはじめ、地すべり防止工事、砂防工事等、ありとあらゆる災害復旧工事が動き出します。

住民は生活再建という将来の不安を抱えながら、大きな期待をもって事業の進捗を待ち望んでいます。

「帰ろう 山古志へ、もう一度山で暮らしたい。」という住民の意志が持続し、復興プランの実現に向けた行政と住民による復興への長い道のりが始まります。

山古志復旧のための支援

内閣府(防災担当)

復旧方針 (山古志復興プラン)	県の支援措置	国の支援措置
道路の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧関連事業(道路復旧) 農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業 	<ul style="list-style-type: none"> 国道291号の直轄権限代行による復旧 県管理道路、村道災害復旧関係事業の補助と査定迅速化(応援派遣、手続簡素化) 農道、林道災害復旧関係事業の補助
安全な土地の復旧整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害関連緊急砂防事業等(再度災害の防止) 公共土木施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧関連事業(砂防設備等の復旧) 農地災害復旧事業、地すべり防止施設災害復旧事業、地すべり防止施設災害関連事業、災害関連緊急治山事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害対策緊急点検(支援チーム派遣) 芋川流域の土砂災害危険箇所の再点検 直轄砂防事業(砂防設備等の整備) 直轄砂防事業(砂防設備等の整備) 災害関連緊急砂防事業等(芋川関連地すべり2箇所を直轄受託) 補助砂防事業等の補助 農地災害復旧関係事業の補助 地すべり防止施設災害復旧等関係事業の補助 林地等復旧関係事業の補助 民有林直轄地すべり防止災害関連緊急事業 雪崩危険箇所の点検、総合流域防災事業等による雪害対策支援
ライフラインの復旧	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設災害復旧国庫補助事業(採択年度延長、査定迅速化、査定前着工) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧国庫補助率の嵩上げ 補助対象の追加(給水装置第一止水栓まで)
住宅の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災地宅地危険度判定 災害関連緊急砂防事業等の活用 農地、林地地すべり対策関連事業による支援策の検討 災害被災者住宅再建資金貸付金 かけ地近接等危険住宅移転事業 越後杉で家づくり促進事業 災害公営住宅建設費補助金 県被災者生活再建支援事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地宅地危険度判定及び復旧調査の技術支援等 被災地宅地復旧技術の指導 災害関連緊急砂防事業等の活用 災害復興住宅融資の実施 住宅金融公庫既住債務の条件変更 防災集団移転促進事業(補助限度額引き上げ) 地域住宅交付金(提案事業)による助成(モデル住宅の建設、低コスト住宅の開発・設計、プレカット、地元建設業者等の連携、住宅の除却) 被災者公営住宅建設の補助(補助率嵩上げ) 被災者生活再建支援金(「長期避難」適用、領収書不要、概算払い等) 廃棄物処理の補助
生業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 農地災害関連区画整備事業による農地の総合的・一体的整備 営農体制(組織)づくりの支援 立地企業の県税の課税減免(不動産取得税、法人事業税) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地災害復旧事業、農地災害関連区画整備事業の適用 養鯉池の激甚災指定(補助率9/10) 農業関係施設改修・整備の特別措置 強い農業づくり交付金 被災中小企業に対する金利軽減措置 中小企業災害関係保証の特例措置
公共機能の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設災害復旧事業 社会福祉施設等災害復旧事業(高齢者福祉施設、保育所) 医療施設等災害復旧事業(診療所) 観光振興支援事業(観光・交流施設) 	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設災害復旧事業 社会福祉施設及び医療施設の工事費等を補助
新しい山村文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> 検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 闘牛場の復旧にかかる経費を補助 闘牛開催のPR等支援
中山間地域の生活産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 元気な地域づくり交付金 創業・経営革新総合支援事業(新規創業・育成支援、地域密着型ビジネスの起業化支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 強い水産業づくり交付金 元気な地域づくり交付金(農地、景観、文化、歴史等資源の創意工夫による有効活用)
親と子供の夢をかなえる学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設整備の経費の一部を負担又は補助
生涯現役で暮らせる村づくり	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討 	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討
中山間地域における不安のない地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ため池等整備事業、地すべり対策事業によるため池整備と地すべり防止施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ため池等整備事業、地すべり対策事業の適用 防災拠点施設整備及び避難施設の耐震改修のための起債制度適用
山古志らしい景観の創造	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的民家の再生と住宅地景観づくりのための必要な手段(ルール)や事業を継続検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域交付金適用(提案事業)による助成 美しい景観形成のための技術的助言
トータルに情報発信する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 観光夢プラン支援事業による中長期的視点で取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の復旧にシーニックバイウェイなどの考え方を取り入れるなど、県、村と連携(地域づくりの拠点としての「道の駅」の整備・活用等)

合併と復興

山古志村民は4月1日の合併により長岡市民となりました。全員が村を離れ、避難先の長岡市でこの歴史的な日を迎えました。

過疎化・少子高齢化・農地の荒廃など、過去30年余に渡って対策を講じてきた中山間地域の抱えるさまざまな問題は、その有効な施策を見出せないまま震災と合併という自然と行政の大きな変化の中で地域の重要課題として問い直されています。

単独行政体として被災した山古志村は、長岡市という大きな力を得て復興に立ち向かうことができます。

4年に渡る合併議論の中で地域個性として論議されてきた地域文化・風土・生活等を復興することにより、より良い地域として再生する展望が開けるものと思っています。合併という新しい枠組みの中で、復興という課題を遂行することで、中山間地域の新しい姿を創造しなければなりません。山古志を特徴付けている「錦鯉」「闘牛」「手掘り隧道」などは新市の財産として存続・発展できる価値があるものと思っています。

5月4日、避難先の長岡市の一角で「牛の角突き」を復活しました。闘牛の半数は牛舎の倒壊で死亡し、生き残った30頭の闘牛が勢ぞろいして、臨時闘牛場での開催でした。

牛たちにも震災の後遺症が見られ、山でのような激しい闘いは見られませんでした。3,000人の観客を前に文化・伝統を守るという意気込みが示されたイベントでした。牛も人も避難中であり、帰還する日までこの会場で定期的に開催することにしており、8月の「長岡祭り」でも行われることになっています。

中山間地域の復興

山での暮らしは自然と産業・生活と生業が一体化しており、伝統・文化を含めた環境そのものの中で成り立っています。経済的には決して豊かではないけれど、自然と向き合って田を耕し、錦鯉を飼い、米や野菜に加え、山菜をはじめとする山の恵みと自然のサイクルを最大限に生かしながら、伝統的な集落共同体の中で生活を営んできました。

山古志の復興に当たっては、こうした地域の生活スタイルを十分に認識した中で、それぞれの生活・文化・集落機能そのものの再生を進めなければなりません。

その伝統的な生活こそ高齢者が自立して生活できる環境であり、中山間地域の培ってきた知恵でもあります。このような生活スタイルは高齢化が進むわが国におい



被災した牛舎



錦鯉の被害



復活した牛の角突き（5月4日）

て、十分選択に値するものではないでしょうか。

今回の震災では、住宅のみならず生活基盤のすべてが壊滅的な被害を受けました。道路、水道などのライフライン、地滑り防止工事等は国県の災害復旧事業により順次整備することはできます。

地域の復興には住民の強い意志が必要です。

1500年の歴史の中で育まれてきた「山古志」の暮らし。これからは震災によって大きく変貌してしまった自然と改めて向き合い、今までの暮らし方を基礎としながらも、新たな文化や産業を育てていく責務があります。

住民が山に帰ること無しには復興は始まらないのです。「帰ろう 山古志へ!!」は全国から頂いたご支援への村民の決意表明です。

あの地に帰り、生活・文化を再生するためにはまだまだ長い道のりが必要です。

中山間地域に対するご理解とご支援が、山古志復興・再生を目指す住民にも行政にも大きな力を与えてくれます。

復興に向けて歩み始める「山古志」住民にさらなるご声援をお願いします。

福岡県西方沖を震源とする地震

3月20日（日）午前10時53分頃、福岡県西方沖（北緯33.7度、東経130.2度、震源の深さ約9km）を震源とするマグニチュード7.0の地震（暫定値）が発生しました。

地震の揺れおよび被害の概要

この地震により福岡県福岡市（中央区、東区）と佐賀県前原市みやき町で震度6弱を観測するなど、広い範囲で震度5強、5弱の揺れを観測しました。気象庁から10時57分に津波注意報が発表されましたが、津波は観測されませんでした。

また、4月20日6時11分頃にも、余震とみられるマグニチュード5.8（暫定値）の地震が発生し、福岡市などで震度5強を観測しました。

■人的・住家被害（消防庁調べ：5月12日8:30現在）

県名	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損
		重傷	軽傷			
福岡県	1	75	994	132	243	8,474
佐賀県		1	14		1	130
長崎県			2	1	13	1
山口県			1			1
大分県						2
計	1	76	1,011	133	244	8,620

（注1）住家被害のうち、建物火災が福岡県と長崎県で各1棟（計2棟）
（注2）福岡県の住家被害の程度については詳細調査中

震源地に近い福岡市西区玄界島では、傾斜地の住宅損壊が大きく、約700人の島民が、福岡市の九電記念体育館等に自主避難しました。福岡市内でも、75歳の女性がブロック塀の下敷きになり全身打撲により亡くなられたほか、中央区天神におけるビルの窓ガラスの落下、ライフラインの途絶、鉄道の運休などによる生活への影響が生じました。

政府の対応

政府は、3月20日11時に官邸対策室を設置し、緊急参集チームを招集。内閣府は11時に情報対策室を設置しました。15時20分に、関係省庁合同の情報先遣チーム（13府省庁20名）を福岡県へ派遣し、林田内閣府副大臣と合流し、政府調査団（13府省庁25名）として3月21日まで活動しました。3月20日20時から関係省庁連絡会議を開催し、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有、災害応急対策および情報収集に万全を期すことを確認しました。

3月24日に村田防災担当大臣が、また3月26日には小泉内閣総理大臣が現地を視察しました。

広域応援等

福岡県は、12時40分に陸上自衛隊に対し、災害派遣を要請し、自衛隊は4月25日に撤収するまで、人員や物資の輸送、避難者への入浴支援、給食等にあたりました。また、緊急消防援助隊（熊本県、大阪市消防局）および警察広域緊急援助隊（長崎県、山口県、熊本県、広島県）が、情報収集、映像配信、人員輸送を実施しました。

福岡県は福岡市に対し、災害救助法を適用（適用日3月20日）し、避難所の設置、炊き出しなどを実施。被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を福岡県全県に適用（適用日3月20日）しました。

また、福岡県は福岡市と協議の上、玄界島の被災者を対象に、応急仮設住宅を玄界島に100戸、かもめ広場に100戸を建設、4月25日から入居が開始されています。また、志賀島（16戸）、西区北崎地区（11戸）、能古島（3戸）においても仮設住宅を建設し、5月12日から入居が開始されています。



玄界島住民の避難所となった九電記念体育館



建設中の仮設住宅

写真提供：福岡県福岡市

JR西日本福知山線列車事故

4月25日（月）午前9時18分頃、兵庫県尼崎市久々知西町2丁目西日本旅客鉄道福知山線尼崎駅・塚口駅間第1新横枕踏切付近で、約580名が乗車する宝塚駅発同志社前駅行上り快速列車（7両編成）が、踏切手前付近を通過する際に前5両が脱線、うち前2両が列車進行方向左側のマンション1階部分に衝突しました。

■人的被害（消防庁調べ：5月24日9:00現在）

- ・死者 107人（男59人、女48人）
- ・負傷者 549人（重症139人、軽症410人）

事故に対し、救出救助活動のため、4月25日～28日まで、緊急消防援助隊（大阪府、京都府、岡山県）や、警察広域緊急援助隊（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）が出動しました。自衛隊は25日に災害派遣を行いました。

兵庫県および大阪府下の医療機関では医療チームを現地に派遣する一方、後方搬送された負傷者を受け入れ、治療にあたりました。消防機関等により医療機関へ搬送された方々は240人（重症47人、中等症18人、軽症169人、傷病程度不明6人）に上りました。

内閣府は4月25日9時40分に情報対策室を設置、政府は9時45分に官邸連絡室を、12時には官邸対策室を設置し、午後1時に関係省庁局長会議を開催しました。

国土交通省では、9時45分に北側大臣を本部長とする福知山線事故対策本部を設置し、4月28日には、事故を契機として鉄道の安全をより一層向上させるための再発防止対策を早急に検討することを目的に、福知山線事故再発防止対策検討チームを設置して対策を推進しています。



■JR西日本福知山線列車事故現場での救助活動
写真提供：兵庫県尼崎市

海外の災害

昨年12月26日に発生した大地震の震源地に近いインドネシアのスマトラ島沖合約200km、深さ約30kmを震源とするマグニチュード8.5の大規模な地震が、3月29日01時10分頃（現地時間：28日23時10分頃）発生しました。スマトラ島北スマトラ州のニアス島を中心に死者が900人以上に及んでいます。

ベネズエラでは、2月6日（日）よりの大雨で、首都カラカスなど全国規模で浸水等の被害が出ており、死者・行方不明者120名以上、被災者は22万人以上に及んでいます。また、アフガニスタンでは、厳冬・豪雪後の3月に春先の雪解け水と降雨、豪雨による洪水が発生し、死者200名以上の被害が生じています。

3月～5月にかけて、わが国では以下の海外緊急援助を行いました。

■3月～5月の海外緊急援助

対象国	災害	災害期間	決定日	緊急援助内容
インドネシア	地震	3月29日	3月29日	国際緊急援助隊・医療チーム（11名）の派遣 約1,500万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、発電機、スリーピングマット）の供与
			4月6日	国際緊急援助隊・医療チーム第二次隊17名（医師3名、看護師4名、薬剤師1名他）を派遣
ベネズエラ・ボリバル共和国	大雨と洪水	2月6日以降	4月5日	約1,500万円相当の緊急援助物資（発電機、ポリタンク、テント、毛布等）の供与
アフガニスタン	洪水	3月以降	4月20日	約1,300万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、プラスチックシート）の供与

過去の災害に学ぶ(第3回)

1982長崎豪雨災害



■八郎川支川清水川(長崎市松原町) 写真提供:川原 孝氏

長崎豪雨災害は1982年7月23日の夕刻から夜半の集中豪雨によって発生した。斜面が多い長崎市では、豪雨は一気に河川や低地に押し寄せたため、河川氾濫と土砂災害が多発し、道路が冠水または土砂崩れで寸断され、初動期には組織的な対応が取れなかった。

災害の概要

- (1)気象の状況 低気圧と梅雨前線がもたらした「昭和57年7月豪雨」は、特に、長崎県南部に、7月23日夕刻から降り始めた豪雨によって大きな被害を与えた。降雨量は、午後7時からの1時間で日本観測史上最高の187mm(長与町役場)を、午後7時からの3時間で366mm(長崎土建)(日本観測史上3位)を記録した。
- (2)被害の状況 人的被害:死者・行方不明者299人、重傷者16人、軽傷者789人。住家被害:全壊584棟、半壊954棟、床上浸水17,909棟、床下浸水19,197棟等。被害額総計:約3,153億1千万円(長崎県内)

災害の特性

主に、郊外部で生じた土砂災害と、長崎市中心部の都市水害の二面性をもつ。

- (1)土砂災害 斜面地に都市が形成されていることもあり、土砂災害の多発(県内で4,457箇所)によって、多くの死者・行方不明者(262人)が出た。昭和52年の災害を機に設置された砂防えん堤が土石流を捕捉したことなどにより、砂防施設の有効性が認識された。大規模災害時における公的機関の救助の限界も示され、また、ハード面の対策にも制約があることから、住民による自助・共助やソフト対策の必要性が確認された。
- (2)河川災害 死者・行方不明者37人等の人的被害のほかに、長崎市内を流れる中島川、浦上川及び八郎川の洪水氾濫が、甚大な経済的被害をもたらした。河川の勾配が急で短いことや、長崎市は近代になって大水害の経験がないこともあって市街地の発展に

水害対策の視点を充分取り入れられていなかったことが、被害を大きくした。同様に大雨に見舞われた諫早市では、1957年(昭和32年)諫早水害後における河川改修等の水害対策により被害が少なく、その有効性が示された。

災害と情報

- (1)行政機関 23日午後4時50分、長崎海洋気象台より大雨洪水警報を発表。
午後8時、県警が避難勧告を出すことを決定(中島川、浦上川の下流域市街地)。
午後10時、長崎市が避難勧告を出すことを決定(中島川・銅座川・海岸の周辺)。
長崎市消防局は、全署員及び全消防団員を招集。午後8時以降電話回線はパンク状態に。住民が数時間かけて徒歩で助けを求めた例もあった。
長崎県、長崎市は、午後8時30分にそれぞれ災害対策本部を設置(冠水や電話の輻輳により、職員の動員は思うようにできなかった)。
- (2)報道機関 NHK、長崎放送(NBC)及びテレビ長崎(KTN)は、気象台の大雨洪水警報をテレビやラジオで直ちに報道した。県警の避難勧告を放送したのは、電話の輻輳等もあって、いずれの放送局も午後9時過ぎであった。住民からの問い合わせが多いこともあって、いずれの放送局も、個人の安否情報を放送した。
- (3)住民 避難の呼びかけを受けた人の避難率は27.3%に過ぎないなど、住民の危険に対する意識にも問題があった。

災害と都市機能

- (1)交通機能 長崎市の大動脈である国道34号が^{すすきづか}芒塚付近で大規模崩落するなど、主要道路が崩壊、山崩れにより寸断。国鉄、バス、路面電車等の設備、車両等にも被害が生じた。いずれも復旧には相当の期間を要した。



- (2)乗車中の被災 乗車中に被災した死者は、出水12人、土砂5人と推定される。流された自動車は、ダムアップの原因となるとともに、交通の妨げとなった。自動車の被害台数は約2万台に達すると推定されている。
- (3)ライフライン 上・下水道、電力、ガス等のライフラインの寸断が各地で発生し、また、電話が設備の破損や輻輳により不通になるなどした。
- (4)地下室設備 病院、ホテル、デパート等の地下室への浸水により、電気設備、空調設備、医療機器等が冠水し、機能がマヒした。また、復旧に時間を要した。



■中島川眼鏡橋付近の被災状況 写真提供：長崎県長崎土木事務所

長崎防災都市構想と市民参加

豪雨災害を踏まえた都市づくりのあり方が、地域の代表も参加した「長崎防災都市構想策定委員会」において議論された。住民等の関心の高かった中島川に架かる国の重要文化財眼鏡橋の復旧については、同委員会において、元の場所に存置するとともに、両側にバイパス水路を設けるといふ、防災と文化財保存の両立を図る結論が得られた。この他、安全な斜面の創生、災害に強い道路網の整備、総合的な防災体制の整備が進められた。中島川のバイパスの建設、斜面の街づくりは現在も進められている。

教訓

- (1)気象 気象データを分析したところ、長崎豪雨と同様の異常な集中豪雨は全国どこでも発生する可能性がある。長崎豪雨災害の後、予報区の細分化を図るとともに、予報の精度向上や降雨の異常性を伝達する工夫を進めた。
- (2)土砂災害 砂防施設等のハード対策は有効であり推進すべきだが、早期の対応が困難であることなどから、あわせて、土砂災害警戒避難体制の確立、防災意識普及の積極的推進等の各種のソフト対策を強力で推進することが必要である。
- (3)河川災害 水位上昇が急激な河川については、分かりやすい情報をリアルタイムで住民に周知させることが重要である。避難を呼びかける広報車は、冠水等で一部しか回れなかった。水害後、防災行政無線が導入され、市民からもその必要性が認識され定着している。

- (4)住民 大規模災害時には、被害の同時多発等により、警察や消防はすべての被害には対応できないことから、共助が重要になる。自主防災組織の結成等を進めるべきである。
- (5)その他 被災地全体への救助、支援を促すには、特定の地区のみに報道が集中しすぎないように留意することが必要である。また、警報のもつ意味、重みを適切に住民に伝えていくことが重要になる。自動車は水にもろいことを認識し、冠水が始まったら自動車での外出は避ける、冠水に遭ったら、早めに高台の安全な場所に自動車を移すなどの対応が必要である。さらに、地下室冠水への対応としては、建物の計画段階から地下室への浸水を考慮すべきであり、既存施設については、一般に、防水板、防水扉の設置が行われた。

おわりに

災害の特性は、社会の発展、技術革新の進歩、土地利用、私たちの生活様式等によって非常に異なる。1982年当時と比較すると、地下空間の利用、携帯電話・インターネット等のIT化の進展、高齢化・過疎化の進行、個人や社会の経済力の低下が見受けられる。2004年新潟・福島豪雨、福井豪雨や台風第23号による災害でも、現在の社会情勢を反映した災害の形態となっている。この1982長崎豪雨の教訓を、お住まいの地域で豪雨災害が発生した場合を想定して検証がなされることを期待する。

高橋和雄：長崎大学工学部教授、「災害の継承に関する専門調査会」小委員会委員（長崎豪雨災害分科会主査）

インド洋沿岸地域に対する津波監視情報の提供

気 象 庁

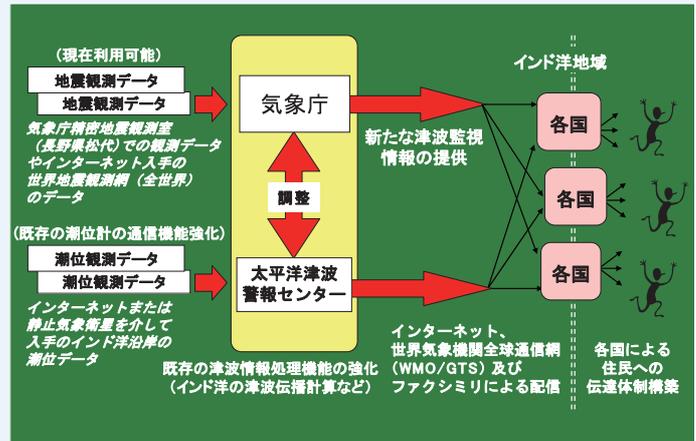
平成16年（2004年）12月26日に発生したスマトラ島西方沖大地震およびインド洋津波が、インド洋沿岸諸国で未曾有の大災害となった一因として、津波に関する早期警戒システムが未整備であったことが挙げられています。

インド洋沿岸地域に津波早期警戒メカニズムがあれば被害を軽減できるとの思いから、平成17年（2005年）1月6日インドネシア・ジャカルタで開催された緊急首脳会議における小泉総理の提案を受け、気象庁は、内閣府、国土交通省、国連教育科学文化機関（ユネスコ）政府間海洋学委員会（UNESCO/IOC）、ADRCと共同で、国連防災世界会議における特別セッション「インド洋沿岸地域における津波被害軽減の推進」（議長：長坂気象庁長官）を企画し、これを1月19日に開催しました。そこでは、太平洋地域の経験の共有が有効であるとされ、その上で本会議後半年程度を目途に行う緊急的な行動として、インド洋で本格的な津波早期警戒メカニズムが構築されるまでの間、既存の観測網などを活用して津波監視情報提供の暫定的な運用を行うことが重要であるとの報告がなされました。また、1月20日の政府間合会特別セッションにおいて、日本政府代表である谷川外務副大臣より、インド洋沿岸各国に対して暫定的な措置として、津波監視情報の提供をする用意があることを表明しました。このような津波監視情報の暫定提供に関する取り組みについては、1月28～29日にタイ・プーケットで開催された津波早期警戒アレンジメントに関する地域協力閣僚会合でも広範な支持が得られました。

気象庁は、インド洋における津波早期警戒メカニズムが構築されるまでの間の暫定的な措置として、インド洋沿岸各国が想定される津波への防災対策を主体性と責任をもって講じるにあたっての参考となる「津波監視情報」を、既存の通信網や現時点で利用可能な地震などの観測データを活用し、太平洋津波警報センター（PTWC）と協力して、インド洋沿岸の関係国からの求めに応じて提供することとし、インド洋沿岸各国やPTWCと所要の調整を進めてきました。

この、日本およびアメリカが暫定的に提供する「津波監視情報」については、3月に行われたインド洋津波早期警戒メカニズムの構築に関するUNESCO/IOC第1回国際調整会合のコミュニケに、その提供を歓迎することが盛り込まれました。

気象庁では、このような国際社会からの要望に対する技術的な準備が整ったことから、外交ルートを通じてインド洋沿岸各国に情報受領に関する照会を行ったところ、シンガポールおよびスリランカから要請があったため、本年3月31日か



■インド洋における津波監視情報の暫定的な提供に関する仕組み

ら情報の提供ができるような体制を取りました。そして、本年4月10日に発生したマグニチュード6.7の地震がスマトラ島近海で発生した際に、初めて「津波監視情報」が発表されました。なお、この提供開始より前の3月29日（日本時間）にスマトラ島付近でマグニチュード8.5の地震が発生しました。この時点ではインド洋沿岸諸国から情報受領に関する登録がひとつもない状況でしたが、気象庁ではすでに「津波監視情報」の提供に係わる技術的準備を整えていたことから、津波到達が発生する可能性などについてインド洋沿岸諸国のうち知りうるすべての連絡窓口に緊急的にファクシミリで連絡しました。

この「津波監視情報」とは、全世界に展開された地震観測網のデータを解析し、インド洋でマグニチュード6.5以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、震源の位置、地震の規模およびこれらから推定される津波の発生可能性の有無に加えて、津波の発生するおそれがある場合には、インド洋沿岸を43に分割した沿岸区域へ、津波が到達するまでの予想時間を伝えるものです。津波監視情報は、地震発生後約20分～30分程度で気象庁から、事前に登録された各国の連絡先に対して世界気象機関全球通信網、電子メール、ファクシミリを用いて提供します。

気象庁では、平成17年（2005年）5月20日現在で、オーストラリア、コモロ、東チモール、フランス、インド、インドネシア、イラン、ケニア、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、モーリシャス、モザンビーク、ミャンマー、オマーン、セイシェル、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、タンザニア、タイ、アラブ首長国連邦、イエメンの23か国に対して「津波監視情報」を提供しています。

気象庁では、国内の関係機関と連携しつつ、国際的な協調・協力関係の下、インド洋における津波災害の軽減に向けた取り組みを積極的に行っていくこととしています。

「防災ボランティア活動検討会」を開催

～平成16年度のボランティア活動の成果や課題をもとに、今後のボランティア活動環境整備を具体化するための取組み～

内閣府は、ボランティア活動の環境整備をさらに進めるため、災害救援、防災に関するボランティア及びボランティア活動支援者30数名、ボランティア活動に詳しい学識経験者9名、さらに村田防災担当大臣をはじめ、関係省庁も参加する検討の場として、「防災ボランティア活動検討会」を、平成17年3月に、2回開催しました。

昨年相次いだ災害を受け、内閣府は、本検討会に先立ち、新潟・福井豪雨に係るボランティア懇談会（9月18日）や、平成16年度「防災とボランティアのつどい」（12月4日）を開催し、ボランティア関係者の活動報告や意見を聴いてきました。そのなかでは、ボランティア活動が活発に行われ高く評価されているが、必ずしも活動が円滑に進まなかった例もあるとの指摘もありました。本検討会はその指摘を受け、ボランティア活動の環境整備の一層の充実のために開催するものです。

第1回会合（3月7日）では、2つの分科会に分かれて議論を行い、ボランティア活動が円滑かつ有効に行われた例のポイントやノウハウを抽出・整理し、また、課題を残した例について解決策を検討し、これらからの知見を有効に共有化することを基本方針として、議論を行いました。

また、第2回会合（3月28日）では、内閣府による当面の環境整備方策として、それぞれの課題について、次のような提案を行い、賛同をいただきました。

1. 「災害ボランティアセンターの円滑な立上げ及び運営のノウハウの普及」

内閣府は、既存のマニュアルを収集・整理し「情報・ヒント集」と詳細資料として内閣府HPで公表すること、主要なボランティアセンターの設置・運営に係る加入あるいは同HPからアクセス可能とすること、さらに、受付票や健康チェックリスト、ボランティアニーズ票などの様式集やセンターの配置図等の実例を何種類か内閣府のHPからダウンロードできるようにすること。

2. 「災害ボランティアセンターの立上げ及び運営の資金の確保」

内閣府は、どのような資金需要が生じるか、どの程度の額が必要か、さらに資金確保方策の事例を紹介する「情報・ヒント集」を作成すること、及び初動資金の迅速な現金支出方策を各地域であらかじめ明確にし



■第2回会合であいさつする村田防災担当大臣

ておくことが必要であるので、その方策について消防庁、厚生労働省、全国社会福祉協議会等とも連携して都道府県等と議論を始めること。

3. 「災害ボランティアの活動の安全管理及び業務の範囲」

内閣府は、災害ボランティア活動での安全管理、業務の範囲を各災害ボランティアセンターが判断する際に考慮すべき論点、留意事項などをまとめた「情報・ヒント集」を作成すること、例えば医療関係者や労働安全衛生担当部局に対して災害ボランティア活動における安全確保の問題につき必要な助言をもらえるよう働きかけを始めること。

また、第3回の検討会については、次の通り開催することを予定しています。

■日時：平成17年6月10日（金）9：30～14：30
（福井県主催の「災害ボランティア全国フォーラム'05 in ふくい」と連携開催）

■場所：フェニックスプラザ（福井県福井市）
<http://www2.fctv.ne.jp/phoenix/>

■議事次第（案）

- (1) 検討会全体会（資料説明等）
- (2) 検討会分科会：3つの分科会に分かれ、次のような議題を議論する予定。
 - ①防災ボランティア活動に係る人材育成と男女共同参画
 - ②災害復興期及び平時の防災ボランティア活動
 - ③災害救援の広域連携、後方支援活動及び情報ボランティア
- (3) 検討会全体会（分科会における議論の概略報告、討議）
- (4) 合同全体会（福井県側フォーラムの分科会報告と合同）

なお、「防災ボランティア活動検討会」の配布資料や議事録は、内閣府防災ホームページの下記のアドレスで見ることができます。

内閣府防災ホームページ <http://www.bousai.go.jp/>
 第1回会合報告 <http://www.bousai.go.jp/vol/050307.html>
 第2回会合報告 <http://www.bousai.go.jp/vol/050328-2.html>
 第3回会合案内 <http://www.bousai.go.jp/vol/050610-3.html>

平成16年の局地^{じん}激甚災害の指定について

「平成16年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」及び「平成12年から平成15年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が、平成17年3月24日に公布・施行されました。

平成16年は、①7月の新潟・福島豪雨及び福井豪雨による公共土木施設等への被害、②7月下旬から8月上旬までの台風第10号及び第11号による農地、農業用施設等への被害、③8月の台風第16号による公共土木施設等への被害、④9月の台風第18号による農地、農業用施設等への被害、⑤8月中旬から9月中旬の台風第15号、第16号及び第18号の天災による農作物等への被害、⑥9月の台風第21号による農地、農業用施設等への被害、⑦10月の台風第23号による公共土木施設等への被害、⑧平成16年新潟県中越地震による公共土木施設等への被害が「本激」^{*1}（一部「局激」^{*2}を含む）として指定されました。

今回、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、政令において激甚災害として指定した災害は、上記8つのものを除き、のべ128市町村（実数112市町村）の区域に係る19の災害です。19の災害の種類ごとの災害数は以下のとおりです。

災害の種類ごとの災害数	
豪雨、暴風雨	14 災害
融雪	2 災害
地滑り	2 災害
風浪	1 災害

※1 本激：全国を単位として積み上げられた被害額を基準として指定された激甚災害

※2 局激：本激の指定基準には該当しない災害であってある特定の地域における被害額を基準として指定された激甚災害

また、三宅島の火山現象による災害については、平成15年3月に激甚災害に指定され、災害が継続中であるため、平成16年3月に災害の期間が1年間延長されましたが、平成16年においても依然として災害が継続中であるため、災害の期間をさらに1年間延長し、平成16年までとされました。

今回の指定政令においては、これらの激甚災害に対して適用すべき措置として次のものが指定されました。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等（法第2章）

- ・8災害53市町村（延数）（49市町村（実数））
- ・三宅村に係る災害については、公立学校施設災害復旧事業及び堆積土砂排除事業

河川、道路等の公共土木施設、公立学校、児童福祉施設等の災害復旧事業等について、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、児童福祉法等の根拠法令に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例（法第5条）

- ・14災害79市町村（延数）（74市町村（実数））
- ・三宅村に係る災害については林道の災害復旧事業

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

(1)又は(2)の措置の適用を受ける市町村のうち、一定の基準を満たす市町村について適用。

公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

内閣府(防災担当)人事異動

平成17年4月1日付	新	旧
審議官(防災担当)	武田 文男 総務省大臣官房付(福岡県副知事)から	原田 正司 大臣官房審議官(男女共同参画局担当)へ
企画官(災害予防担当)	荒木 潤一郎 政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(総括担当)付から	久津摩 敏生 男女共同参画局推進課配偶者間暴力対策調整官へ
参事官補佐(企画担当)	莊田 祐次 農林水産省農村振興局設計課付(九州農政局曾於農業水利事務所工務官)から	榎 晃秀 農林水産省近畿農政局設計課事業調査室長へ
参事官補佐(業務担当)	判田 乾一 国土交通省河川局砂防部砂防計画課付(九州地方整備局河川部建設専門官)から	田村 毅 国土交通省河川局砂防部保全課長補佐へ
参事官補佐(調整担当)	松井 康治 国土交通省住宅局住宅総合整備課長補佐から	
参事官補佐(総括・企画担当)	中井 淳一 国土交通省住宅局住宅総合整備課長補佐から	出口 陽一 国土交通省四国地方整備局総務部総務企画官へ
参事官補佐(広域防災担当)	地下 調 国土交通省国土計画局調整課専門調査官から	藤井 利幸 国土交通省都市・地域整備局都市計画課長補佐へ
行政実務研修員(総括担当)	安竹 竜一 宮崎県西臼杵支庁から	児玉 洋明 首都高速道路公団神奈川管理局道路管理課へ
行政実務研修員(調査担当)	及川 雅仁 静岡県総務部財務総室財政室から	秋元 伸哉 静岡県総務部防災局防災情報室へ
行政実務研修員(広域防災担当)	清水 透 徳島県池田土木事務所から	西田 治彦 和歌山県危機管理局総合防災課へ
行政実務研修員(総括・訓練担当)	齋藤 賢一 横須賀市消防局防災課災害救助担当から	小沼 裕司 横須賀市消防局総務課企画研修担当へ
行政実務研修員(調整・首都直下担当)	鈴木 崇 東京消防庁青梅消防署から	吉田 義実 東京消防庁警防部警防課へ
行政実務研修員(総括・調整担当)	高橋 隆一郎 名古屋市消防局総務部職員課から	池田 泰浩 名古屋市消防局防災部防災室へ
行政実務研修員(総括・調整担当)	多治比 寛 兵庫県産業労働部産業科学局総務課から	森安 秀和 兵庫県産業労働部国際局国際経済課へ
行政実務研修員(総括・調整担当)	山田 周作 長崎県対馬支庁管理部税務課から	多名部 重則 神戸市危機管理室へ

◆平成17年3月～5月の動き◆

3月23日	津波避難ビル等に係るガイドライン検討会(第4回)の開催
3月28日	集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会(第7回)の開催
3月28日	防災ボランティア活動検討会(第2回)の開催
3月28日	山古志村の復旧・復興支援に関する三者(国・県・村)協議の開催
3月30日	中央防災会議の開催
4月12日	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第16回)の開催
4月22日	集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する推進会議の開催
4月25日	富士山火山広域防災検討会(第3回)及び富士山火山共生ワーキンググループ(第3回)の開催
4月27日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第9回)の開催
5月16日	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会(第17回)の開催
5月19日	南関東地域直下(首都直下)の地震対応政府図上訓練の実施
5月20日	中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第4回)の開催

◆平成17年6月～7月の防災関係行事予定◆

6月10日	防災ボランティア活動検討会(第3回)
6月中旬	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第18回)
6月下旬	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策専門調査会」(第10回)
6月下旬	中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会(第2回)

被災者生活再建支援法に基づく
支援金の支給状況

(平成17年4月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成15年7月26日	宮城県北部を震源とする地震 宮城県(全域)
平成16年6月27日	6月佐賀県突風災害 佐賀県(1市)
平成16年7月13日	7月新潟県豪雨災害 新潟県(4市2町1村)
平成16年7月18日	7月福井県豪雨災害 福井県(2市3町)
平成16年8月17日	台風第15号豪雨災害 愛媛県(1市)
平成16年8月30日	台風第16号豪雨等災害 愛媛県(1市)、岡山県(3市1町)、香川県(2市)
平成16年9月7日	台風第18号豪雨等災害 広島県(1市1町)
平成16年9月29日	台風第21号豪雨災害 三重県(1市2町1村)、愛媛県(3市1町)、兵庫県(1市2町)
平成16年10月9日	台風第22号豪雨災害 静岡県(全域)
平成16年10月20日	台風第23号豪雨災害 岐阜県(1市)、京都府(4市3町)、兵庫県(全域)、香川県(4市5町)、岡山県(1市)、徳島県(4市)
平成16年10月23日	新潟県中越地震 新潟県(全域)
平成17年2月1日	三宅島噴火災害(帰島関連分)(1村)※ 東京都三宅村(全域)
平成17年2月1日	福岡県西方沖地震 福岡県(全域)

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	4,323世帯
支給額	32億349万円

※ 帰島に係る長期避難解除世帯特例制度適用による

表紙写真：福岡県西方沖を震源とする地震で被災した玄界島
現地視察中の小泉総理大臣
写真提供：福岡県福岡市

監修 内閣府(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
(中央合同庁舎第5号館3階)
TEL：03-5253-2111 (大代表)
URL：http://www.bousai.go.jp



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ